

第2次始良市総合計画（案）に対する意見募集の実施結果と市の考え方について

始良市が目指すべき将来の姿と、それを実現していくために総合的に取り組むべき施策の柱となる「第2次始良市総合計画（計画期間 2019 年～2026 年）」を策定するにあたり、始良市パブリックコメント制度実施要綱（平成 23 年始良市告示第 131 号）に基づき、案を公表し、広く市民の皆様の意見を伺うパブリックコメントを実施しました。

ここに、ご提出いただいたご意見とそれに対する市の考え方を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

なお、ご提出いただいた意見等は、趣旨を損なわない程度で要約させていただいております。また、類似のご意見につきましては、まとめております。

1 集計結果等

(1) 実施期間

平成 30 年 10 月 15 日（月）～平成 30 年 11 月 2 日（金）

(2) 提出方法、提出人数及び意見の数

提出方法	意見件数（件）
持参	
郵送	
ファックス	
電子メール	24
ホームページ専用フォーム	1
合計	25

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
1	序章 第2節 2-(1) 8行目	(1)少子高齢化と人口減少時代において「このことから、子どもを生み、育てやすい環境づくり、医療体制の充実、多様な健康・福祉サービスの充実」とあるが、少子高齢化、人口減少社会は危機的な問題であることから、「このことから、子どもを生み、育てやすい環境づくり、医療体制の充実、多様な健康・福祉サービスの充実を図るべきではあるが、各行政の財政状況は一段と厳しくなる事が予想される為、各地域に応じたサービスの内容を市民と共に検討する必要がある」と改めるべきではないでしょうか。	当該項目は時代の潮流として、全国的な環境変化の基本的認識を記載している箇所です。 少子高齢化時代の到来により、市民生活への影響が危惧されることから、国を挙げて少子化対策や地方創生に取り組んでおり、併せて少子高齢化に対応した社会経済システムへの見直しが求められている現状を整理しております。 (8 ページ)
2	序章 第2節 2-(1) 9行目	(1)少子高齢化と人口減少時代において「維持・存続が危ぶまれる集落等への対策など」とあるが、集落は村落のことと思われるが、校区コミュニティ単位で議論すべきである事から「文部科学省が定める小中学校の適正規模を満たすことの出来ない校区コミュニティへの対策など」に改めるべきではないでしょうか。	当該項目は時代の潮流として、全国的な環境変化の基本的認識を記載している箇所であり、始良市に限った内容では記載しておりません。「集落」には確定した定義はありませんが、総務省では行政区を単位としている事が一般的です。行政区とは始良市では「自治会」と呼ばれるもので、本計画でも「集落」は「自治会」と位置づけております。 (8 ページ)

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
3	序章 第2節 2-(1) 12行目	(1)少子高齢化と人口減少時代において「また、超高齢化社会に応じた仕組みを整えるため、住まい・医療・介護・予防などを一体化し、地域全体で高齢者を支えるための地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります」とあるが、「また、超高齢化社会に応じた仕組みを整えるため、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を行う、地域共生社会を実現していく必要があります」と改めるべきではないでしょうか。	当該項目は時代の潮流として、全国的な環境変化の基本的認識を記載している箇所です。 ここでは、超高齢化社会の到来への対応として、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりとして、地域包括ケアシステム構築の推進が必要であると整理しております。 なお、地域共生社会の実現については、第1章第2節「施策の大綱」の4.健康・福祉において、政策の方向性として記載しております。 (8ページ、25ページ)
4	序章 第2節 2-(2)	(2)未来を拓く人材育成の必要性の中に「昨今は、全国的な少子化の流れを受け、鹿児島県内でも複数の自治体において、小中学校の統廃合が進められている。児童に平等な義務教育の機会を与えるためにも文部科学省が定める適正規模・適正配置等に関する通知を考慮し検討する必要がある」と追加することを提言します。	当該項目は時代の潮流として、全国的な環境変化の基本的認識を記載している箇所です。 ここでは、次の世代を担う人材、地域を支える人材を育成する必要があるとして、未来を切り拓く力と意欲を身につけさせる教育、郷土への愛着と誇りをかん養する教育の推進が必要であると整理しております。なお、教育機関の整備方針については、第1章第2節「施策の大綱」の3.教育・文化において、政策の方向性として記載しております。 (8ページ、25ページ)

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
5	序章 第2節 2-(3)	<p>(3)「安全・安心」に対する意識の高まりについて、</p> <p>①様々な事が順不同で記載してあり、分かりづらい。</p> <p>②安定的で安全なエネルギー供給の記述に関しては次項の(4)環境・エネルギー問題の顕在化に記載するべきではないでしょうか。</p> <p>③安全なエネルギー供給よりも、原子力発電所の事故に対する方針等を記載したほうがテーマにふさわしいのではないのでしょうか。</p>	<p>当該項目は時代の潮流として、全国的な環境変化の基本的認識を記載している箇所です。</p> <p>記述については、災害など日常生活の脅威となる事象が発生していること、その結果、地域での相互の助け合いが意識されていること、そのため、防災体制の整備や自助・共助の体制構築など各種防災対策の取組が必要であると整理しております。</p> <p>エネルギー供給体制については、ご指摘の通り「エネルギー問題」として集約することにより、わかりやすくなることから、変更について検討します。</p> <p>原子力発電所事故に対する課題については、始良市のまちづくりの現状と課題の(6)安全・安心、快適に暮らし続けられる居住環境の整備において整理しております。</p> <p>(9ページ、17ページ)</p>
6	第1章	<p>基本構想の中に総務省が推進している「関係人口」の理念、構想、施策を反映することを提言します。</p>	<p>現在本市では、基本構想でも掲載している通り、人口が増加していることから、目標人口として8万人と設定し、基本計画、重点プロジェクトにて施策の位置づけを行っております。そのため、移住・定住推進、少子化対策、若者人口の増加(転出抑制)が重要であるとして整理しました。提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>(20、21、22、24、26ページ)</p>

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
7	第1章	基本構想の中に「耐震シェルター助成金」を掲載することを提言します。	個別具体的な事業については実施計画にて計上することとなります。 提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
8	全体	基本構想または基本計画の中に広島県が実施している「県・市・町」が連携して行う企業誘致制度に類した制度創設のために、鹿児島県と協働した取組を推進することを掲載することを提言します。	個別具体的な事業については実施計画にて計上することとなります。 提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
9	全体	①どの様な分野に ②どの様な優先度で ③どの様なタイミングで ④どの様な重きで 取組むのか分かりづらいため、今後8年間の財政投入金額を記載することを提言します。	各事業の内容と規模を明らかにするのは実施計画であり、実施計画は本計画書とは別に策定することから、基本構想、基本計画に事業金額を掲載することはありません。 提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
10	序章 第1節 1	「合併に伴う地方交付税の特例期間が終了」と記載してあるが、その内容、影響度が分からないことから、影響についてグラフ等により明示することを提言します。	注釈の記載内容について、わかりやすくする方向で検討します。 (2、13ページ)
11	序章 第1節 1 10行目	「市民と行政、事業者と行政がめざす将来像を共有して」とあるが、各種団体との関係についても追加することを提言します。	各種団体については「市民」が構成していることから、市民と同列としております。 (2ページ)

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
12	全体	基本構想または基本計画の中に「空き家、空き店舗等に関する補助金、助成金」を掲載することを提言します。	個別具体的な事業については実施計画にて計上することとなります。なお、空き家、空き店舗に関する補助事業については、現在も実施しております。 提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
13	全体	基本構想または基本計画の中に「成功報酬型まちづくりコンサルタントの活用」を掲載することを提言します。	個別具体的な事業については実施計画にて計上することとなります。 提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
14 17	全体	基本構想または基本計画の中に「地域おこし協力隊の活用」を掲載することを提言します。	個別具体的な事業については実施計画にて計上することとなります。 提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
15	全体	全ての項目において、国政の具体的な事業名、又は法律名、通知文書名を注釈をつけることを提案します。	総合計画の構成上必要な法律、国・県の計画、方針等については記載しております。また、事業名については制度変更の恐れもあり、掲載は適当ではないと考えております。 また、通知文書名については一般的ではないことから、掲載は適当ではないと考えます。 提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 (8、10、11、44、70 ページ)

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
16	第1章 第1節 2	将来の人口増を達成目標にするのではなく、「始良市の収入と支出」、「始良市民の所得」を達成目標にすることを提言します。	将来人口「8万人」については、現在増加基調である本市の人口を、各種施策の実施による政策誘導効果により、目指す目標として人口ビジョンなどで位置づけております。市の歳出入については、その時々々の市勢に基づくものであることから、基本構想では行政改革大綱に基づき健全な行財政運営に努めるとし、基本計画では主な財政指標を目標指標としております。市民所得については、その多寡に成果を求めることは総合計画の趣旨と異なることから、「始良市民の所得」は達成目標として適当ではないと考えます。 (22、24、48 ページ)
18	序章 及び 第1章	序章、第1章において、第1次産業、第2次産業の再興に関する下記事項を盛り込むこと ①時代の潮流、現状分析、将来予測を記載すること ②「第1次産業、第2次産業の廃業の理由には、将来展望が見通せない仕事を、自分の子供たちに引き継ぐことが出来ないとの意見があります。」といった趣旨の文章を盛り込むこと。 ③始良市が今後50年間、10年毎にどのような理念、構想、施策で支援していく用意があるのかを示すこと ④始良市の財源だけに頼るのではなく、国や県、又は、民間団体が主体となっていく、補助金や助成金を積極的に活用できるように始良市がバックアップする制度を設けること。	第1次産業や第2次産業だけではなく、第3次産業分野である小売業においても担い手不足、後継者不足の現状があることは認識しており、そのため、基本構想の施策の大綱の5「産業・交流」におきまして、経営基盤の強化等の支援に取り組むとし、また、基本計画におきましても、それぞれの施策の中で現状と課題にて整理すると共に、担い手育成を含めた方向性を示しております。総合計画については、8年間の計画であることから、計画期間以降の方針について示しておりません。国や県等の補助金の利活用の支援については、農協や商工会などとも連携し、現在も推進しておりますが、個別具体的な事業については実施計画に計上することとなります。提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 (26、80、82、86 ページ)

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
19	序章 第1章	<p>序章、第1章において、国政のリアルタイムな動きが反映されているかチェックすること。</p> <p>①行政側が先ず、国政の動きと始良市の第2次総合計画案が正しく、リアルタイムで一致しているか確認すること。</p> <p>②具体的な政策が、県や市に下りてきていない場合には、基本理念や基本構想に盛り込むだけで良いと感じています。</p> <p>③願わくば、国政の動きを先取りした基本計画を設定すること。</p>	<p>総合計画の策定にあたりましては把握しうる最新の状況、確定した情報を確認しながら進めております。しかしながら、社会情勢や各種法令、制度については、国の方針などにより変化し続けているのが現状です。そのため、基本構想では政策の方向性を定めることに留められております。実際に事業を実施する際には、毎年度見直しを行う実施計画に基づき実行することにより、社会情勢の変化等に対応することとしております。</p> <p>事務事業の中には先取りした先駆的な事業もありますが、総合計画については、確定した状況に基づき策定するものと考えております。</p> <p>提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
20	全体	<p>各種アンケート、50人委員会、カフェ、各コミュニティー協議会、各種団体の結果、意見が始良市総合計画のどの部分に反映されているか、対応表を作成すること。</p> <p>市民が、各種データ、意見がどの様に反映されているかわかるようにすること。</p>	<p>総合計画策定にあたり実施しました市民参画の手法として、「市民満足度調査」等がございますが、その結果につきましては、総合計画の全体に影響しております。例を申し上げますと、施策に対する満足度を成果指標として採用したこと、中山間地域からの意見として定住促進を図ること、商工会からの意見として事業承継の支援が必要であること、子育て世代からは、天候に左右されない交流施設が求められていること、など多岐にわたって総合計画に反映されております。</p> <p>なお、対応表については作成は予定しておりません。</p> <p>提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
21	序章 第2節 2	時代の潮流に ①世界の動き ②国政の動き ③県政の動き を追加すること	時代の潮流については、8つの分野毎に整理しておりますが、その分野において必要と思われる「動き」について整理しております。そのため、国全体の動きについては全般的に掲載し、諸外国との関連のある経済や観光分野については世界の動きについても触れているところです。県については、概ね国の動向に準じていることから、国の動向を中心に整理しております。 提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 (8～11 ページ)
22	第1章 第1節 2	地方創生の各種取組について、国は地方創生を掲げる前から国家戦略特区等の各種の特区制度を設けています。例えば実現可能性の高い先駆的取組を行う区域に、規制・制度の緩和に加え、税制・財政・金融上の支援といった総合的な支援を行う「総合特区」といったものがあります。 この様な特区の認定を積極的に受けていくことを基本理念、基本構想、基本計画に反映することを提案します。	本市においても既に特区認定を受けている事業所がございいますが、今後も引き続き地方創生の取組と併せて推進していく必要があると認識しております。 具体的な取組については、実施計画への計上及び始良市総合戦略への掲載となります。 提言につきましては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 (22、107 ページ)

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
23	第1章 第2章	<p>行財政改革について</p> <p>昨今の国政の動きを鑑み、始良市政が、市民及び関係者と協力しながら、常に日本国の先端、世界の先端となる取組を行う努力を行うことを基本理念、基本構想に明言すること。そして、そのことにより国庫から財政投入してもらえらるような施策を基本計画に盛り込むこと</p>	<p>安定した行財政基盤の確立のためには行政改革大綱に基づく健全な行財政運営が必要である事から、当然の努力義務として基本構想、基本計画において掲載しているところです。事業の推進に当たっては、自主財源の有効活用だけではなく、国・県からの交付金、補助金の動向を注視しながら実施しております。特に地方創生推進交付金等については、先駆的な事業が採択されることから、今後も事業の開拓に努めますが、具体的な事業等については始良市総合戦略及び実施計画への掲載となります。</p> <p>(24 ページ)</p>
24	全体	<p>各省庁が発行している最新版の各種白書の内容を第2次始良市総合計画に盛り込むこと。また、その対応を明確に表示すること。</p>	<p>総合計画の策定にあたっては、国の動向、方針を参考にしながら行っております。そのため、白書に記載されている事項も参考としております。例えば、厚生労働省白書の最新版である平成29年版に記載されている「結婚や出産を希望する環境の整備」や「切れ目のない支援」、「ワークライフバランスの実現」などがありますが、完全に引用しているわけではないことから、出典等の記載はしていません。</p>

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
25	第2章 3-(1)	<p>学校教育の充実における目標指標の主な指標に「市立小・中学校における空調設備の設置率」があるが、2022年の目標率が100%では遅すぎるのではないかと考えます。空調の環境が整わない状況では学力の向上を目指すことにも無理があると思います。新庁舎よりも、まずは学校の空調設備の設置を早急にお願いします。</p>	<p>基本計画の目標につきましては、前期基本計画の最終年度が2022年であることから、目標年度としておりましたが、その時点までには達成をしていることを目指しておりますので、目標年度以前に完了する指標もございます。</p> <p>今回ご意見を頂きました小中学校への空調機器設置につきましては、現在、国においても全国的な取組として、設置に向けた制度設計に入っております。市といたしましても、国の方針や市民の皆様からの要望に基づきまして実施する方向で検討を進めております。</p> <p>しかしながら、全校、全普通教室への設置となりますと多額の費用を要することから、国の動向を注視している状況です。教育環境の充実については、次世代の育成の為にも重要な施策の一つと考えておりますことから、基本計画の中でも位置づけているところです。</p> <p>(59 ページ)</p>